

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年4月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第17号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-124	株式会社 若松タクシー (法人番号：3290801012468)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転免許証返納者で、県公安委員会発行の運転経歴証明書を提示した満65歳以上の旅客に対し 1割引	北九州交通圏	
27-125	浜田 要喜	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年3月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-123	企業組合 三興タクシー (法人番号：9290005002599)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 満65歳以上の運転免許証返納者で、公的機関の発行する運転免許証を返納したことが確認できる書面を提示した旅客に対し1割引	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年3月3日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第15号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-122	梅峯 崧	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年2月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第14号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-121	竹田 哲也	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年1月14日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-120	田口 博文	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する旅客に対し 1割引	杵島郡、武雄市	

公

示

九州運輸局長
平成27年11月24日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年12月4日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第12号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-111 ~119	伊藤 忠志 ほか8者	○イベント定額運賃の変更 ソフトバンクホークスの春季・秋季キャンプ期間中に設定した以下の定額運賃額の変更 ・シェラトン・グランデ ~ 生目の杜 (アイビースタジアム) 中型車 3,500円 ・ラグゼ・ーツ葉 ~ 生目の杜 (アイビースタジアム) 中型車 3,000円	宮崎交通圏	現行 ・シェラトン・グランデ ~ 生目の杜 (アイビースタジアム) 中型車 3,400円 ・ラグゼ・ーツ葉 ~ 生目の杜 (アイビースタジアム) 中型車 2,900円

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年11月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-106	旭交通 株式会社	○営業的割引 回数割引の廃止	鹿児島市	現行 回数割引 運賃1,000円未満 1ポイント 1,000円以上2,000円未満 2ポイント 2,000円以上3,000円未満 3ポイント 以降1,000円増す毎に 1ポイント付加 50ポイントで次回乗車時に500円割引
27-107	旭交通 株式会社	○営業的割引 回数割引の廃止	川薩交通圏	現行 回数割引 運賃1,000円未満 1ポイント 1,000円以上2,000円未満 2ポイント 2,000円以上3,000円未満 3ポイント 以降1,000円増す毎に 1ポイント付加 50ポイントで次回乗車時に500円割引
27-108	旭交通 株式会社	○営業的割引 回数割引の廃止	鹿屋交通圏	現行 回数割引 運賃1,000円未満 スタンプ1個 1,000円以上2,000円未満 スタンプ2個 2,000円以上 スタンプ3個 30個押印のスタンプカードにより500円の乗車券を発行
27-109	旭交通 株式会社	○営業的割引 回数割引の廃止	出水市	現行 回数割引 運賃1,000円未満 1ポイント 1,000円以上2,000円未満 2ポイント 2,000円以上3,000円未満 3ポイント 以降1,000円増す毎に 1ポイント付加 30ポイントで500円割引
27-110	熊本交通 株式会社	○営業的割引 ポイントカード式による割引の廃止	熊本交通圏	現行 ポイントカード式による割引 乗車代金500円ごとに1ポイント、50ポイントのカードで 500円の乗車券を発行

公

示

九州運輸局長
平成27年10月13日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年10月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-93 ~105	太陽交通 株式会社 ほか12社	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・ 苅田町西部 ~北九州空港 小型車 4,500円 ・ 行橋市A ~北九州空港 小型車 4,000円 ・ 行橋市B ~北九州空港 小型車 5,500円 ・ みやこ町勝山~北九州空港 小型車 5,500円 ・ みやこ町豊津~北九州空港 小型車 6,000円 ・ みやこ町犀川~北九州空港 小型車 6,000円 ・ 築上町 ~北九州空港 小型車 6,000円 ・ 豊前市 ~北九州空港 小型車 8,500円 ・ 上毛町 ~北九州空港 小型車 10,000円 ・ 吉富町 ~北九州空港 小型車 10,000円	京築交通圏	

公

示

九州運輸局長
平成27年9月24日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年10月5日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-91	原井 敦	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
27-92	はかたタクシー 株式会社	○営業的割引の廃止 ・回数割引の廃止	福岡交通圏	現行 回数割引 20回の乗車により、次回乗車時に500円割引く

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年8月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-89	二日市交通 株式会社	○遠距離割引の変更 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 中型車 9,000円を超える部分 1割引 小型車 9,000円を超える部分 1割引	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 中型車 9,000円を超える部分 1割引 小型車 7,000円を超える部分 5割引
27-90	板付交通 株式会社	○遠距離割引の変更 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 中型車 9,000円を超える部分 1割引 小型車 9,000円を超える部分 1割引	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 中型車 9,000円を超える部分 1割引 小型車 5,000円を超える部分 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年8月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-79	串良タクシー 有限会社	○高齢者割引の廃止	鹿屋交通圏	現行 年金手帳など公的書類によって年齢（65歳以上）を確認のうえ発行された会員証を提示した旅客に対し1割引
27-80 ～84	西日本自動車 株式会社 ほか4社	○イベント定額運賃の変更 糸島市芥屋海水浴場で行われる「サンセットライブ・コンサート」の開催日に以下の定額運賃を設定する。 ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 小型車2,500円	福岡交通圏	現行 ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 小型車2,400円
27-85 ～88	仲西 博 ほか3者	○イベント定額運賃の変更 糸島市芥屋海水浴場で行われる「サンセットライブ・コンサート」の開催日に以下の定額運賃を設定する。 ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 小型車2,500円	福岡交通圏	現行 ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 小型車2,400円

公

示

九州運輸局長
平成27年7月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年7月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-33 ~78	片山 彰 ほか45者	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 公的機関が発行する運転免許を返納したことが確認できる書面を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	北九州交通圏	

公

示

九州運輸局長
平成27年6月22日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年7月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-31 ~32	今村 忠生 ほか1者	○イベント定額運賃 博多の森競技場におけるアビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日及び同競技場で開催される各種イベント又は各種競技開催日に、以下の定額運賃を設定する。 ただし、アビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日以外については、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース 競技場～天神 小型車：2,200円 Bコース 競技場～JR博多駅 小型車：1,600円 Cコース 競技場～福岡空港 小型車：800円 Dコース 競技場～西鉄大橋駅 小型車：1,700円	福岡交通圏	

公

示

九州運輸局長
平成27年6月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年6月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-29 ~30	川村 鋭二 ほか1者	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年5月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-6	藤井 徹男	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
27-7	猪瀬 宏	○遠距離割引の変更 特定大型車 適用なし 大型車 適用なし 中型車 適用なし 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
27-8 ~28	朝井 俊一 ほか20者	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 公的機関が発行する運転免許を返納したことが確認できる書面を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	北九州交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年5月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-2	有限会社 林田観光バス	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的割引の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者割引 精神障害者保健福祉手帳を所持する旅客に対し 1割引 ・運転免許証返納割引 公的機関が発行する運転免許を返納したことが確認できる書面を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引 ○遠距離割引の設定 <ul style="list-style-type: none"> 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 普通車 9,000円を超える部分につき 1割引 	島原交通圏	
27-3 ~5	旭交通 株式会社 ほか2社	○高齢者割引の廃止	鹿屋交通圏	<p>現行 年金手帳など公的書類によって年齢（65歳以上）を確認のうえ発行された会員証を提示した旅客に対し 1割引</p>

公

示

九州運輸局長
平成27年4月13日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年4月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
27-1	つばめタクシー 有限会社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書を提示した65才以上の旅客に対し1割引	北九州交通圏	